

平成 22 年 5 月 14 日

各 位

会社名 株式会社 新生銀行
代表者名 代表執行役社長 八城 政基
(コード番号 : 8303 東証第一部)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、平成 22 年 6 月 23 日開催予定の第 10 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の目的

- (1) 平成 22 年度下期に予定している本店の移転に関して、定款第 3 条に定める本店の所在地を、東京都千代田区から東京都中央区に変更いたします。なお、この変更については、平成 23 年 1 月 31 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を発生することとし、その旨の附則第 42 条を設けます。
- (2) 当行は委員会設置会社から監査役会設置会社へ移行するため、所要の変更を行うものです。委員会設置会社においては、通常の業務執行の任は執行役が担い、取締役の主たる責務は業務執行の監督にありました。監査役会設置会社への移行により、①経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、②業務執行および取締役会から独立した監査役および監査役会に取締役会に対する監査・監督機能を担わせることで、経営判断の機動性を確保しつつ業務執行を適切に行うとともに、チェック・アンド・バランスをより重視したガバナンス体制を実現いたします。なお、取締役の任期については、従来同様 1 年間とし、剰余金の配当等を取締役会の決議で行うことができる旨を、定款で定めます。
- (3) 株券喪失登録簿に関する附則の定めが、株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更を行った日の翌日から起算して 1 年を経過した平成 22 年 1 月 6 日をもって失効したため、これを削除し、条文の整理を行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

平成 22 年 6 月 23 日(予定)

以 上

定款新旧対照表

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当銀行は、本店を東京都<u>千代田区</u>に置く。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当銀行は、本店を東京都<u>中央区</u>に置く。</p>
<p>(機関)</p> <p>第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>指名委員会</u></p> <p>(3) <u>監査委員会</u></p> <p>(4) <u>報酬委員会</u></p> <p>(5) <u>会計監査人</u></p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 前条第<u>3</u>項の規定による請求をすることができる権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 前条第<u>2</u>項の規定による請求をすることができる権利</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または<u>取締役会の委任を受けた執行役の決定</u>によって定め、これを公告する。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>3 (現行どおり)</p>
<p>(株式取扱規則) 第 10 条 当銀行の株式に関する諸手続およびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則) 第 10 条 当銀行の株式に関する諸手続およびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規則による。</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>
<p>(招 集) 第 11 条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。 2 臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。 3 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき<u>取締役である執行役社長</u>がこれを招集する。 4 <u>執行役社長が欠員のときもしくは取締役でないときまたは事故があるときは</u>、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(招 集) 第 11 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき<u>取締役社長</u>がこれを招集する。 4 <u>取締役社長に事故があるときは</u>、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(議 長) 第 14 条 株主総会の議長は、<u>執行役社長</u>がこれに当たる。 2 <u>執行役社長が欠員のときまたは事故があるときは</u>、<u>執行役会長</u>がこれに代わり、<u>執行役社長および執行役会長</u>ともに欠員のときまたは事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の<u>執行役</u>がこれに代わる。 3 前2項にかかわらず、取締役会は株主総会の議長を務める<u>執行役</u>を定めることができる。</p>	<p>(議 長) 第 14 条 株主総会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれに当たる。 2 <u>取締役社長に事故があるときは</u>、取締役会の定めるところにより、他の<u>取締役</u>がこれに代わる。 3 前2項にかかわらず、取締役会は株主総会の議長を務める<u>取締役</u>を定めることができる。</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の員数および選任)</p> <p>第 17 条 当銀行の取締役は、20 名以内とする。<u>取締役のうち、2名以上は社外取締役(会社法第2条第 15 号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。)</u>とする。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p>	<p>(取締役の員数および選任)</p> <p>第 17 条 当銀行の取締役は、20 名以内とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会長)</p> <p>第 19 条 取締役会は、その決議をもって、<u>取締役のうちから取締役会長1名を選定することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(代表取締役の選定)</p> <p>第 19 条 取締役会は、その決議をもって、<u>代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p>2 <u>代表取締役は、各自当銀行を代表する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(役付取締役の選定)</p> <p>第 20 条 取締役会は、その決議をもって、<u>取締役のうちから取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(役付取締役の職務)</p> <p>第 21 条 取締役会長は、取締役会を主宰する。</p> <p>2 <u>取締役会長が欠員のとき、または取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに当たる。</u></p> <p>3 <u>取締役社長は、取締役会の決議を執行し、当銀行の業務を統轄する。</u></p> <p>4 <u>取締役副社長、専務取締役および常務取締役は、取締役社長を補佐して常務を執行する。</u></p> <p>5 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がその職務を</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	代行する。
<p>(シニア・アドバイザー) 第 20 条 (条文省略)</p>	<p>(シニア・アドバイザー) 第 22 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の責任免除) 第 21 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 23 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の組織および権限) 第 22 条 取締役は、取締役会を組織する。 2 取締役会は、<u>会社法第 416 条第 1 項第 1 号に定める事項</u>その他法令に定める事項を決定し、<u>取締役および執行役の職務の執行</u>を監督する。</p>	<p>(取締役会の組織および権限) 第 24 条 (現行どおり) 2 取締役会は、<u>当銀行の業務執行を決定</u>し、<u>取締役の職務の執行</u>を監督する。</p>
<p>(取締役会の招集) 第 23 条 取締役会は、取締役会長が招集し、取締役会長が欠員のときまたは事故があるときは、<u>取締役である執行役社長</u>がこれに当たる。 2 取締役会長および<u>執行役社長</u>ともに欠員のとき(<u>執行役社長については取締役でないときを含む。</u>)または事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。 3 <u>第 30 条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が選定する者は、前 2 項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。</u> 4 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集) 第 25 条 取締役会は、取締役会長が招集し、取締役会長が欠員のとき、<u>または取締役会長に事故があるときは、取締役社長</u>がこれに当たる。 2 取締役会長および<u>取締役社長</u>ともに欠員のときまたは事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。 3 (削除) 3 取締役会の招集通知は、各取締役および各<u>監査役</u>に対して、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の議長) 第 24 条 取締役会の議長は、取締役会長がこれに当たり、取締役会長が欠員のときまたは事故があるときは、<u>取締役である執行役社長</u></p>	<p>(取締役会の議長) 第 26 条 取締役会の議長は、取締役会長がこれに当たり、取締役会長が欠員のとき、<u>または取締役会長に事故があるときは、取締役社長</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>がこれに当たる。</p> <p>2 取締役会長および執行役社長ともに欠員のとき(執行役社長については取締役でないときを含む。)または事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>がこれに当たる。</p> <p>2 取締役会長および取締役社長ともに欠員のときまたは事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 25 条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 27 条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第5章 執行役</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(執行役の員数および選任)</p> <p>第 26 条 当銀行の執行役は、20 名以内とする。</p> <p>2 執行役は、取締役会の決議によって選任する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(執行役の任期)</p> <p>第 27 条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</p> <p>2 他の執行役の在任中新たに選任された執行役の任期は、在任執行役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(代表執行役および役付執行役)</p> <p>第 28 条 取締役会は、その決議をもって、1名以上の代表執行役を選定する。</p> <p>2 代表執行役は各自当銀行を代表する。</p> <p>3 取締役会は、その決議をもって、執行役会長1名および執行役社長1名、もしくは少なくともそのいずれか1名を選定するものとし、また、執行役副会長1名ならびに執行役副社長、専務執行役および常務執行役各若干名を選定することができる。</p> <p>4 取締役会は、執行役の職務の分掌および指揮命令の関係その他の執行役相互の関係に関する事項を定めることができ、その内容はす</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>みやかに各執行役に通知する。</u></p>	
<p>(執行役の責任免除) 第 29 条 <u>当銀行は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる執行役(執行役であった者を含む。)の損害賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 6 章 各委員会</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(各委員会の員数および委員の選定) 第 30 条 <u>指名、監査、報酬の各委員会の委員は、それぞれ3名以上とする。</u> 2 <u>指名、監査、報酬の各委員会の委員の過半数は、社外取締役でなければならない。</u> 3 <u>監査委員会の委員は、当銀行もしくはその子会社の執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の業務執行取締役を兼ねていない者でなければならない。</u> 4 <u>指名、監査、報酬の各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会において選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(委員会の招集および議長) 第 31 条 <u>各委員会は、取締役会においてあらかじめ選定された委員がこれを招集し、その議長となる。</u> 2 <u>前項にかかわらず、各委員は必要に応じ委員会を招集することができる。</u> 3 <u>各委員会の招集通知は、各委員に対して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(委員会の決議方法) 第 32 条 <u>委員会の決議は、議決に加わることができるその委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
(新設)	第5章 監査役および監査役会
(新設)	<p>(監査役の員数および選任)</p> <p>第28条 当銀行の監査役は、5名以内とする。</p> <p>2 監査役および補欠監査役の選任決議については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3 補欠監査役の選任決議の効力は、当該決議において別段の定めがなされる場合を除き、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
(新設)	<p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
(新設)	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第30条 当銀行は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>
(新設)	<p>(常勤監査役の選定)</p> <p>第31条 監査役会は、その決議をもって、常勤監査役3名以内を選定する。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(監査役会の組織および権限)</p> <p>第32条 監査役は、その全員で監査役会を組織する。</p> <p>2 監査役会は、監査役の職務執行に関する事項を定めることができる。</p>
(新設)	<p>(監査役会の招集)</p> <p>第33条 監査役会は、各監査役が招集する。</p> <p>2 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p>
(新設)	<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、監査役の過半数をもってする。</p>
第7章 計算	第6章 計算
(事業年度) 第33条 (条文省略)	(事業年度) 第35条 (現行どおり)
(剰余金の配当等の決定機関) 第34条 (条文省略)	(剰余金の配当等の決定機関) 第36条 (現行どおり)
(剰余金配当の基準日) 第35条 (条文省略)	(剰余金配当の基準日) 第37条 (現行どおり)
(配当金の除斥期間) 第36条 (条文省略)	(配当金の除斥期間) 第38条 (現行どおり)
第8章 附則	第7章 附則
(委員会等設置会社移行前の取締役および監査役の責任免除) 第37条	(委員会等設置会社移行前の取締役および監査役の責任免除) 第39条

現 行 定 款	変 更 案
(条文省略)	(現行どおり)
(会社法施行前の取締役および執行役の責任免除) 第 38 条 (条文省略)	(会社法施行前の取締役および執行役の責任免除) 第 40 条 (現行どおり)
第 39 条 当銀行の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。	(削 除)
第 40 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削るものとする。	(削 除)
(新 設)	<p>(監査役会設置会社移行前の執行役の責任免除)</p> <p>第 41 条 平成 22 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第 423 条第 1 項の行為に関する執行役(執行役であった者を含む。)の責任免除については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第 29 条の定めるところによる。</p> <p><変更前定款第 29 条></p> <p>(執行役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当銀行は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる執行役(執行役であった者を含む。)の損害賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(第3条の変更の効力発生日)</p> <p>第42条 平成22年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会において決議された第3条(本店の所在地)の変更は、平成23年1月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、当該本店移転日の前日を経過するまでは、なお当該変更前の定款第3条の定めるところによる。なお、本条は、本店移転日経過後、これを削除する。</p> <p><変更前定款第3条></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当銀行は、本店を東京都千代田区に置く。</p>